

平成十九年六月十二日受領  
答弁第三〇七号

内閣衆質一六六第三〇七号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在。パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「梅」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「梅」は、昭和三十二年に五万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「梅」は、現在、在キューバ日本国大使館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「梅」の管理体制は適切であると考える。